

タックス・ギャップへ真剣に対応する欧の先進諸国

シェアリングエコノミーの発達で予想されるギャップの拡大

東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授 森信茂樹

シェアリングエコノミー | タックス・ギャップ

2018年10月16日

今回、エストニア、フランス、イギリスの財務省・国税庁を訪問し、シェアリングエコノミー・ギグエコノミー（ネットを通じて単発で仕事を契約する者で成り立つ経済）に各国でどのような対応をしているのか、いわゆるタックス・ギャップ（Tax Gap、無申告・過少申告による税収減）をどのように防止しようとしているのかなどを調査した。

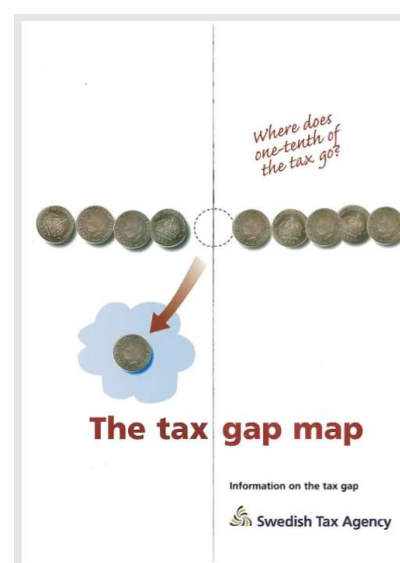
タックス・ギャップは、本来申告すべき少額の所得を、税務当局には把握されていないだろうと考えて申告しないというような場合に大きくなっていく。シェアリングエコノミーの発達で、エアビーアンドビーのホスト（貸手）やウーバーの運転手など、少額の所得を得る機会が飛躍的に拡大すると、タックス・ギャップは拡大していくと予想される。

先進国では税務当局が自国のタックス・ギャップを推計

彼らの所得を、無申告・過少申告のままで放置すると、正直に申告する納税者のモラルが低下したり、地下経済の温床になる。

そこで、先進諸国は、税務当局が自国のタックス・ギャップを推計し、その対策に当たっている。

写真は、スウェーデン国税庁が作成している Tax Gap Map のパンフレットの表紙である。中にはタックス・ギャップが税収の10%、GDP の5%程度存在すると推計されている。残念ながら、わが国ではそのような推計はしていない。



シェアリングエコノミーのもとでは、少額の所得の無申告といったこと以外でも租税回避が生じうる。私がよく話す小話がある。(月刊「資本市場」10月号参照)

スウェーデンの所得税の最高税率が80%時代の話である。弁護士が虫歯の治療ということで歯医者に行った。治療が終わったので、代金を支払うというと、100万円だという。弁護士は、「ちょっと待ってくれ、そんなに高いのか、自分の所得税率(限界税率)は80%なので、100万円を払うためには、500万円追加的に稼がないといけない。」と文句を言った。これに対して医者は、「私の税率も80%なので、あなたから100万円いただいても、手元に残るのは20万円です。」と答えた。

「20万円のために500万円も稼がなくてはいけないのか」と双方はため息をつき、それならいい方法があるということになった。それは、弁護士の持っている別荘を1カ月無料で使うということであった。双方とも税金の支払いに悩まされることがなくなり、めでたし、めでたし、ということであった。

ネットでの物々交換の拡大でタックス・ギャップも拡大

実際ネットで検索すると、自らのスキルと他人のスキルとをマッチングさせ物々交換するサイトはわが国にもすでに存在している。

このような物々交換は、税法を厳格に適用すると、そのスキルを時価評価して収入とする必要があるのだが、まず申告している人はいないだろう。このようなプラットフォームで物々交換が拡大すれば、タックス・ギャップは拡大する。

では、シェアリングエコノミーの拡大の下で、各国はどのようにタックス・ギャップに対応しているのだろうか。今回訪問した3カ国の対応を紹介したい。

プラットフォームからの収入情報の入手

まず第1に、収入情報を入手することである。シェアリングエコノミーでは、結局ウーバーやエアビーアンドビーといったプラットフォームが情報を保有している。そこで税務当局は、そこから情報を入手することが最も効率的である。しかしプラットフォームは、自国に存在しない(外国企業)ことも多く、容易ではない。

この点について、IT国家を標榜するエストニアは、ウーバー本社(オランダ)と直接交渉して、エストニアでの運行と引きかえに、運転手の同意を得たうえで、その収入情報を入手することに成功した。

フランスは、2020年からウーバーなどのプラットフォームから取引情報を国税当局に

提出することを法律で義務付けた。さらに、ウーバーの本社があるオランダの課税当局との情報交換制度（CRS）によって、フランスで運転する者の収入情報を任意で入手する方向で検討を進めている。

イギリスは、年末調整（PAYE）の国である。多くのサラリーマンは、わが国と同じく会社による年末調整があり、税務署に申告にいかなくてもよい制度となっている。この制度をウーバー本社とウーバーの運転手に拡張して、ウーバーを PAYE システムの中に取り込んで、運転手を選択すれば、申告にいかなくてもいいような制度にする方向で検討を始める、ということのようだ。もっともそれは容易ではないとも語っていた。

申告インセンティブを拡大

2 番目は、申告インセンティブの拡大である。方法としては、IT を活用して簡素な申告方式にすることや、新たに少額の特別な所得控除制度を作り、「減税がありますので申告してください」と慫慂する制度が考えられる。

エストニアでは、個人が銀行口座を開設し、その口座にウーバーからの収入が振り込まれ、銀行が収入の 20% を源泉徴収し国税当局に収めれば、本人は申告義務が免除される、という簡素な方法を導入した。家庭教師やベビーシッターなどの小規模個人事業者にも適用される。

英国は、シェアリング・アロウワンス（sharing allowance）と呼ばれる 1000 ポンドの特別控除を、ウーバーの運転手やエアビーアンドビーのホストの収入に適用することを始めた。

このように、各国ともシェアリングエコノミーの下で拡大が予想されるタックス・ギャップに、真剣に対応しているのである。

わが国も、政府税制調査会委員が春先に、先の 3 カ国を含めた先進諸国に出張し、対応を調べている（図表参照）。年末に向けて、議論が始まると思われる。

図2-1 先進諸国の情報入手

フランス	フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。 フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
イギリス	イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
ドイツ	ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
エストニア	2017年から、ウーバーが運転手の同意の下で、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済み申告書に反映する仕組みを導入。
スウェーデン	ウーバーを含めたすべてのタクシー業界について、各運転手が民間の報告センターに運転情報を報告し、国税庁は報告センターに情報の提供を求めることができる。
米国	銀行やクレジットカード等の支払決済会社のほか、ペイパル等の第三者決済代行業者に対し、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。インターネット取引の拡大等を踏まえその提出範囲の拡大も提案されている。 また、法律に違反した可能性があると信じるに足る合理的な根拠が存在する場合などには、ジョン・ドゥ・サモンズ（不特定者に対する行政召喚状）という司法的手段による資料提出が可能。

政府税制調査会資料を筆者加工